

単位互換に関する包括協定書
単位互換に関する包括協定書についての覚書
科目等履修生受入れについての申し合わせ

(2017年4月発行)



公益 大学コンソーシアム京都
財団 法人 The Consortium of Universities in Kyoto

単位互換に関する包括協定書

単位互換に関する包括協定書

1994年 3月 7日
改正1999年 1月11日

この協定に参加する大学・短期大学は、各大学の規則に定めるところにより、各大学の学生がそれぞれ他の大学が指定する授業科目（大学設置基準第25条2項、短期大学設置基準第11条2項に規定する授業の方法による授業科目を含む）を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

（受入れ）

第1条 この協定に参加する大学・短期大学に在学する学生が、他の大学が指定する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

（単位互換履修生）

第2条 各大学・短期大学は、前条により受け入れた学生を「単位互換履修生」として取り扱う。

（履修期間）

第3条 単位互換履修生の履修期間は、別に定める。

（授業科目の範囲及び単位数）

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

（学生数）

第5条 各大学・短期大学の受け入れる学生数は、別に定める。

（受入れ手続き）

第6条 単位互換履修生の受入れ手続は、別に定める。

（単位の授与等）

第7条 単位互換履修生の履修方法、単位の授与等については、受入れ大学・短期大学の学生の場合と同様とする。

（授業料等）

第8条 単位互換履修生の選考料及び授業料等は、別に定める。

附則

この協定は、１９９４（平成６）年４月１日から施行する。

附則（京都短期大学、成安造形大学、西山短期大学が協定へ新規加盟 １９９５年３月１日）

この協定は、１９９５（平成７）年４月１日から施行する。

附則（華頂短期大学、京都市立芸術大学が協定へ新規加盟 １９９６年４月１日）

この協定は、１９９６（平成８）年４月１日から施行する。

附則（京都府立大学、京都府立大学女子短期大学部、京都文教短期大学、花園大学が協定へ新規加盟 １９９７年４月１日）

この協定は、１９９７（平成９）年４月１日から施行する。

附則（京都産業大学、京都府立医科大学、京都府立医科大学医療技術短期大学部が協定へ新規加盟、京都府立大学女子短期大学部が協定から脱退 １９９９年１月１日）

この協定は、１９９９（平成１１）年４月１日から施行する。

附則（京都教育大学、京都女子大学、京都女子大学短期大学部、平安女学院大学が協定へ新規加盟、京都文化短期大学が協定から脱退 ２０００年３月２７日）

この協定は、２０００（平成１２）年４月１日から施行する。

附則（京都工芸繊維大学、京都文教大学、早稲田大学が協定へ新規加盟 ２００１年３月３０日）

この協定は、２００１（平成１３）年４月１日から施行する。

附則（京都嵯峨芸術大学、明治鍼灸大学が協定へ新規加盟、京都芸術短期大学が協定から脱退 ２００２年３月３０日）

この協定は、２００２（平成１４）年４月１日から施行する。

附則（大阪医科大学が協定へ新規加盟、大阪成蹊大学芸術学部が成安造形短期大学より改組転換し新規加盟、同志社女子大学短期大学部が協定から脱退 ２００３年３月２９日）

この協定は、２００３（平成１５）年４月１日から施行する。

附則（西山短期大学が京都西山短期大学へ校名変更 ２００４年３月２７日）

この協定は、２００４（平成１６）年４月１日から施行する。

附則（京都橘女子大学が京都橘大学へ校名変更、京都大学が協定へ新規加盟、京都府立医科大学医療技術短期大学部が協定から脱退 ２００５年３月２６日）

この協定は、２００５（平成１７）年４月１日から施行する。

附則（成安造形短期大学が協定から脱退 ２００６年３月２５日）

この協定は、２００６（平成１８）年４月１日から施行する。

附則（明治鍼灸大学が明治国際医療大学へ校名変更 ２００８年３月２９日）

この協定は、２００８（平成２０）年４月１日から施行する。

附則（昭和女子大学、昭和女子大学短期大学部が協定へ新規加盟、京都短期大学が成美大学
短期大学部へ校名変更 ２００９年１２月１９日）

この協定は、２０１０（平成２２）年４月１日から施行する。

附則（京都華頂大学が協定へ新規加盟、聖母女学院短期大学が京都聖母女学院短期大学へ校名
変更 ２０１１年１月２９日）

この協定は、２０１１（平成２３）年４月１日から施行する。

附則（成美大学、京都美術工芸大学が協定へ新規加盟 ２０１２年１月２８日）

この協定は、２０１２（平成２４）年４月１日から施行する。

附則（京都女子大学短期大学部が協定から脱退 ２０１３年３月２３日）

この協定は、２０１３（平成２５）年４月１日から施行する。

附則（大阪成蹊大学芸術学部、昭和女子大学短期大学部が協定から脱退 ２０１４年３月２９
日）

この協定は、２０１４（平成２６）年４月１日から施行する。

附則（成美大学が福知山公立大学へ校名変更 ２０１５年１１月２４日）

この協定は、２０１６（平成２８）年４月１日から施行する。

附則（京都嵯峨芸術大学が嵯峨美術大学へ校名変更、京都嵯峨芸術大学短期大学部が嵯峨美術
短期大学へ校名変更 ２０１７年４月１日）（昭和女子大学が協定から脱退、成美大学
短期大学部が協定から脱退 ２０１７年３月３１日）

この協定は、２０１７（平成２９）年４月１日から施行する。

池坊短期大学学長

藤井純一



大阪医科大学学長

大槻勝紀



大谷大学学長

木越 康



大谷大学短期大学部学長

木越 康



華頂短期大学学長

中野正明



京都大学総長

山極壽一



京都外国語大学学長

松田

武



京都外国語短期大学学長

松田

武



京都学園大学学長

藤原 浩一



京都華頂大学学長

中野正明



京都教育大学学長

細川友秀



京都経済短期大学学長

加藤 悟



京都光華女子大学学長

一郷正道



京都光華女子大学短期大学部学長

一郷正道



京都工芸繊維大学学長

古山正樹



嵯峨美術大学学長

森 平



嵯峨美術短期大学学長

森 本



京都産業大学学長

大 城 光



京都女子大学学長

林 忠 行



京都市立芸術大学学長

熊 田 清



京都精華大学学長

竹宮東子



京都西山短期大学学長

中西随功



京都聖母女学院短期大学学長

赤野孝一



京都造形芸術大学学長

尾池和夫



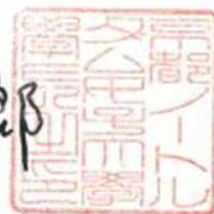
京都橘大学学長

細川涼



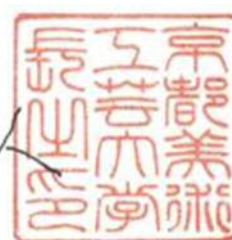
京都ノートルダム女子大学学長

芥田 健太郎



京都美術工芸大学学長

冷泉 為久



京都府立大学学長

築山 崇



京都府立医科大学学長

竹中 洋



京都文教大学学長

平岡 聡



京都文教短期大学学長

安本義正



京都薬科大学学長

後藤直正



種智院大学学長

村主保 功



成安造形大学学長

岡田修二



同志社大学学長

松岡 敬



同志社女子大学学長

加賀 祐郎



花園大学学長

丹治 光浩



福知山公立大学学長

井口 和起



佛教大学学長

田 中 典 彦



平安女学院大学学長

山岡 景一郎



平安女学院大学短期大学部学長

山岡景一郎



明治国際医療大学学長

岩井直躬



立命館大学学長

吉田美喜夫



龍谷大学学長

入澤 崇



龍谷大学短期大学部学長

入澤 崇



早稲田大学総長

田 原 孝



単位互換に関する包括協定書についての覚書

単位互換に関する包括協定書についての覚書

1994年 3月 7日
改正1999年 1月11日
改正2000年 3月27日
改正2001年 3月30日
改正2009年12月19日

協定書締結にあたり、下記の事項について合意するものとする。

記

1) 授業科目の範囲及び単位数

- ①各大学学生が履修できる授業科目は、この協定に参加する大学・短期大学が提供する授業科目のうち、学生の所属する大学において認めたものとする。
- ②各大学学生が、当該学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、学生の所属する大学において認められた単位以内とする。

2) 履修期間

単位互換履修生の履修期間は、科目開設大学が指定した期間とする。

3) 学生数

科目開設大学が受け入れる学生数は、当該大学が決定するものとする。

4) 受入れ手続

- ①他の大学・短期大学に単位互換履修生として出願を希望する学生は、定められた期日までに出願票を学生の所属する大学を通じて、受講を希望する科目開設大学に提出するものとする。
- ②科目開設大学は、必要に応じて選考を行い受入れ学生を決定する。
- ③科目開設大学は、選考の結果を受講を希望する学生の所属する大学を通して当該学生に通知する。

5) 単位認定試験の実施方法

受験上の取り決め及び追・再試験制度については、科目開設大学での規則に則って行うものとする。

6) 成績評価及び単位授与の方法

単位互換履修生が科目開設大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、科目開設大学学則の定めるところによるものとする。

7) 単位互換履修生の扱い

単位互換履修生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

8) 授業料等の扱い

単位互換履修生の選考料及び授業料等は、講義科目については徴収せず、演習・実習科目については科目開設大学の定める額とする。また、大学設置基準第25条2項、短期大学設置基準第11条2項に規定する授業の方法の場合には有料とすることができる。

9) 京都教育大学との単位互換

①単位互換履修生の身分について

京都教育大学においては、単位互換に関する包括協定書第2条の「単位互換履修生」は「特別聴講学生」とする。

②受講者数について

京都教育大学と包括協定に参加する大学・短期大学間との受入れ人数は、全体として均衡を保つものとする。

③授業料等

京都教育大学における『単位互換に関する包括協定書についての覚書「8」授業料等の扱い』の演習・実習科目についての費用は、教材等の実費のみを徴収するものとする。

④有効期間

京都教育大学は、単位互換に関する包括協定への参加および前各号については、5年ごとに見直すものとする。

10) 京都工芸繊維大学との単位互換

①単位互換履修生の身分について

京都工芸繊維大学においては、単位互換に関する包括協定書第2条の「単位互換履修生」は「特別聴講学生」とする。

②受講者数について

京都工芸繊維大学と包括協定に参加する大学・短期大学間との受入れ人数は、全体として均衡を保つものとする。

③授業料等

京都工芸繊維大学における『単位互換に関する包括協定書についての覚書「8」授業料等の扱い』の演習・実習科目についての費用は、教材等の実費のみを徴収するものとする。

④有効期間

京都工芸繊維大学は、単位互換に関する包括協定への参加及び前各号については、5年ごとに見直すものとする。

1 1) 早稲田大学との単位互換

①単位互換履修生の身分について

早稲田大学においては、単位互換に関する包括協定書第2条の「単位互換履修生」は「特別聴講学生」とする。

②提供科目

提供科目は夏季および春季集中科目とし、包括協定に参加する大学・短期大学間で協議の上、決定する。

③受講者数について

早稲田大学における学生の受入れ・送り出し人数は、年間10名程度とする。

④授業料等

早稲田大学における『単位互換に関する包括協定書についての覚書「8」授業料等の扱い』は、授業料は徴収せず、科目ごとに徴収する実習・演習費については、個人負担とする。

⑤遠隔講義

遠隔講義の実施に関する事項は、上記①から④に関わらず別途定める。

⑥有効期間

早稲田大学は、単位互換に関する包括協定への参加および前各号については、5年ごとに見直すものとする。

1 2) その他

この覚書に定めるもののほか、本協定の運営に関し必要な事項は、包括協定締結大学・短期大学間の協議により定める。

附則

この覚書は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附則（京都短期大学、成安造形大学、西山短期大学が協定へ新規加盟 1995年3月1日）

この覚書は、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附則（華頂短期大学、京都市立芸術大学が協定へ新規加盟 1996年4月1日）

この覚書は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附則（京都府立大学、京都府立大学女子短期大学部、京都文教短期大学、花園大学が協定へ新規加盟 1997年4月1日）

この覚書は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附則（京都産業大学、京都府立医科大学、京都府立医科大学医療技術短期大学部が協定へ新規加盟、京都府立大学女子短期大学部が協定から脱退 1999年1月11日）

この覚書は、1999（平成11）年4月1日から施行する。

附則（京都教育大学、京都女子大学、京都女子大学短期大学部、平安女学院大学が協定へ新規加盟、京都文化短期大学が協定から脱退 2000年3月27日）

この覚書は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附則（京都工芸繊維大学、京都文教大学、早稲田大学が協定へ新規加盟 2001年3月30日）

この覚書は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附則（京都嵯峨芸術大学、明治鍼灸大学が協定へ新規加盟、京都芸術短期大学が協定から脱退 2002年3月30日）

この覚書は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附則（大阪医科大学が協定へ新規加盟、大阪成蹊大学芸術学部が成安造形短期大学より改組転換し新規加盟、同志社女子大学短期大学部が協定から脱退 2003年3月29日）

この覚書は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附則（西山短期大学が京都西山短期大学へ校名変更 2004年3月27日）

この覚書は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附則（京都橘女子大学が京都橘大学へ校名変更、京都大学が協定へ新規加盟、京都府立医科大学医療技術短期大学部が協定から脱退 2005年3月26日）

この覚書は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附則（成安造形短期大学が協定から脱退 2006年3月25日）

この覚書は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附則（明治鍼灸大学が明治国際医療大学へ校名変更 2008年3月29日）

この覚書は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附則（昭和女子大学、昭和女子大学短期大学部が協定へ新規加盟、京都短期大学が成美大学短期大学部へ校名変更 2009年12月19日）

この覚書は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附則（京都華頂大学が協定へ新規加盟、聖母女学院短期大学が京都聖母女学院短期大学へ校名変更 2011年1月29日）

この覚書は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附則（成美大学、京都美術工芸大学が協定へ新規加盟 2012年1月28日）

この覚書は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附則（京都女子大学短期大学部が協定から脱退 2013年3月23日）

この覚書は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附則（大阪成蹊大学芸術学部、昭和女子大学短期大学部が協定から脱退 2014年3月29日）

この覚書は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附則（成美大学が福知山公立大学へ校名変更 2015年11月24日）

この覚書は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附則（京都嵯峨芸術大学が嵯峨美術大学へ校名変更、京都嵯峨芸術大学短期大学部が嵯峨美術短期大学へ校名変更 2017年4月1日）（昭和女子大学が協定から脱退、成美大学短期大学部が協定から脱退 2017年3月31日）

この覚書は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

池坊短期大学学長

藤井 純一



大阪医科大学学長

大槻 勝紀



大谷大学学長

木越 康



大谷大学短期大学部学長

木越 康



華頂短期大学学長

中野 正明



京都大学総長

山 羽 舞



京都外国語大学学長

松 田



京都外国語短期大学学長

松 田



京都学園大学学長

篠 原 純

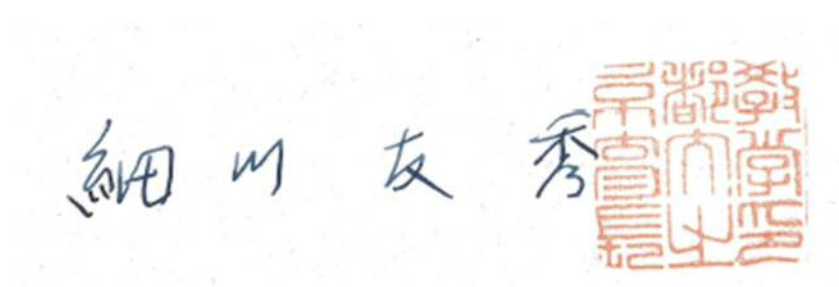


京都華頂大学学長

中野正明



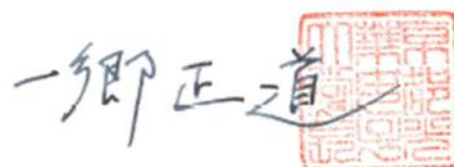
京都教育大学学長



京都経済短期大学学長



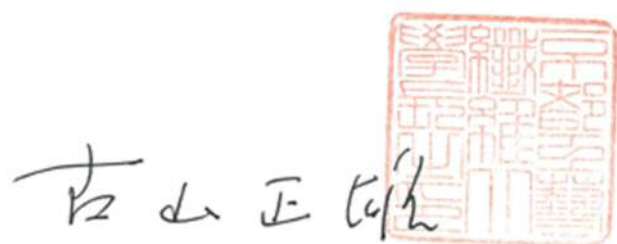
京都光華女子大学学長



京都光華女子大学短期大学部学長



京都工芸繊維大学学長



嵯峨美術大学学長

森 本



嵯峨美術短期大学学長

森 本



京都産業大学学長

大 城 光



京都女子大学学長

林 忠 行



京都市立芸術大学学長

齋 田 清 一



京都精華大学学長

竹宮恵子



京都西山短期大学学長

中西随功



京都聖母女学院短期大学学長

赤野孝一



京都造形芸術大学学長

尾池和夫



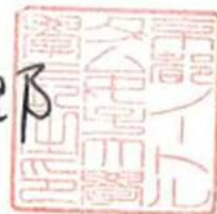
京都橘大学学長

細川涼一



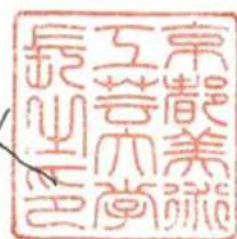
京都ノートルダム女子大学学長

芥田 健太郎



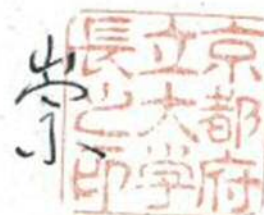
京都美術工芸大学学長

冷泉 為人



京都府立大学学長

築山 崇



京都府立医科大学学長

竹中 洋



京都文教大学学長

平岡 聡



京都文教短期大学学長

安本義正



京都薬科大学学長

後藤直正



種智院大学学長

村主康弥



成安造形大学学長

岡田修二



同志社大学学長

松岡 有



同志社女子大学学長

加賀裕郎



花園大学学長

丹治光浩



福知山公立大学学長

井口和起



佛教大学学長

田中典彦



平安女学院大学学長

山岡景一郎



平安女学院大学短期大学部学長

山岡景一郎



明治国際医療大学学長

岩井直躬



立命館大学学長

吉田美喜夫



龍谷大学学長

入澤 崇



龍谷大学短期大学部学長

入澤 崇



早稲田大学総長

鎌田 黄



科目等履修生受入れについての申し合わせ

科目等履修生受入れについての申し合わせ

1994年 3月 7日
改正1996年 4月 1日
改正1999年 1月11日

単位互換に関する包括協定（以下、単位互換包括協定）締結の大学・短期大学は、各大学が提供する授業科目（大学設置基準第25条2項、短期大学設置基準第11条2項に規定する授業の方法による授業科目を含む）について科目等履修生を受け入れることを確認し、下記の事項について合意するものとする。

記

1) 履修期間

科目等履修生の履修期間は、科目開設大学が指定した期間とする。

2) 学生数

科目開設大学が受け入れる学生数は、当該大学が決定するものとする。

3) 出願手続

- ①単位互換包括協定締結の大学・短期大学の学生で、他の大学・短期大学に科目等履修生として出願を希望する学生は、科目開設大学の定める科目等履修生の出願手続により行うものとする。
- ②科目開設大学は、必要に応じて選考を行い受入れ学生を決定する。

4) 単位認定試験の実施方法

受験上の取り決め及び追・再試験制度については、科目開設大学での規則に則って行うものとする。

5) 成績評価及び単位授与の方法

科目等履修生が科目開設大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、科目開設大学学則・規程の定めるところによるものとする。

6) 科目等履修生の扱い

科目等履修生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

7) 授業料等の扱い

科目等履修生の選考料及び授業料は、科目開設大学の定めるところにより取り扱うものとする。演習・実習等費用についても同様とする。

8) その他

この申し合わせに定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、申し合わせ締結大学・短期大学間の協議により定める。

附則

この申し合わせは、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附則（京都短期大学、成安造形大学、西山短期大学が協定へ新規加盟 1995年3月1日）

この申し合わせは、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附則（科目等履修生の授業料等の取り扱いについての改正および華頂短期大学、京都市立芸術大学が協定へ新規加盟 1996年4月1日）

この申し合わせは、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附則（京都府立大学、京都府立大学女子短期大学部、京都文教短期大学、花園大学が協定へ新規加盟 1997年4月1日）

この申し合わせは、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附則（京都産業大学、京都府立医科大学、京都府立医科大学医療技術短期大学部が協定へ新規加盟、京都府立大学女子短期大学部が協定から脱退 1999年1月11日）

この申し合わせは、1999（平成11）年4月1日から施行する。

附則（京都女子大学、京都女子大学短期大学部、平安女学院大学が協定へ新規加盟、京都文化短期大学が協定から脱退 2000年3月27日）

この申し合わせは、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附則（京都文教大学が協定へ新規加盟 2001年3月30日）

この申し合わせは、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附則（京都嵯峨芸術大学、明治鍼灸大学が協定へ新規加盟、京都芸術短期大学が協定から脱退 2002年3月30日）

この申し合わせは、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附則（大阪医科大学が協定へ新規加盟、大阪成蹊大学芸術学部が成安造形短期大学より改組転換し新規加盟、同志社女子大学短期大学部が協定から脱退 ２００３年３月２９日）
この申し合わせは、２００３（平成１５）年４月１日から施行する。

附則（西山短期大学が京都西山短期大学へ校名変更、京都工芸繊維大学が申し合わせを合意 ２００４年３月２７日）
この申し合わせは、２００４（平成１６）年４月１日から施行する。

附則（京都橘女子大学が京都橘大学へ校名変更、京都府立医科大学医療技術短期大学部が協定から脱退、京都教育大学が申し合わせを合意 ２００５年３月２６日）
この申し合わせは、２００５（平成１７）年４月１日から施行する。

附則（成安造形短期大学が協定から脱退 ２００６年３月２５日）
この申し合わせは、２００６（平成１８）年４月１日から施行する。

附則（明治鍼灸大学が明治国際医療大学へ校名変更 ２００８年３月２９日）
この申し合わせは、２００８（平成２０）年４月１日から施行する。

附則（京都短期大学が成美大学短期大学部へ校名変更 ２００９年１２月１９日）
この申し合わせは、２０１０（平成２２）年４月１日から施行する。

附則（京都華頂大学が協定へ新規加盟、聖母女学院短期大学が京都聖母女学院短期大学へ校名変更 ２０１１年１月２９日）
この申し合わせは、２０１１（平成２３）年４月１日から施行する。

附則（成美大学、京都美術工芸大学が協定へ新規加盟 ２０１２年１月２８日）
この申し合わせは、２０１２（平成２４）年４月１日から施行する。

附則（京都女子大学短期大学部が協定から脱退 ２０１３年３月２３日）
この申し合わせは、２０１３（平成２５）年４月１日から施行する。

附則（大阪成蹊大学芸術学部が協定から脱退 ２０１４年３月２９日）
この申し合わせは、２０１４（平成２６）年４月１日から施行する。

附則（成美大学が福知山公立大学へ校名変更 ２０１５年１１月２４日）
この申し合わせは、２０１６（平成２８）年４月１日から施行する。

附則（京都嵯峨芸術大学が嵯峨美術大学へ校名変更、京都嵯峨芸術大学短期大学部が嵯峨美術短期大学へ校名変更 ２０１７年４月１日）（成美大学短期大学部が協定から脱退 ２０１７年３月３１日）
この申し合わせは、２０１７（平成２９）年４月１日から施行する。

池坊短期大学学長

藤井 純



大阪医科大学学長

大槻 勝 紀



大谷大学学長

木越 康



大谷大学短期大学部学長

木越 康



華頂短期大学学長

中野 正 明



京都外国語大学学長

松田 武



京都外国語短期大学学長

松田 武



京都学園大学学長

藤原 純一



京都華頂大学学長

中野 正明



京都教育大学学長

細川 友彦



京都経済短期大学学長

加藤 悟



京都光華女子大学学長

一郷正道



京都光華女子大学短期大学部学長

一郷正道



京都工芸繊維大学学長

石山正徳



嵯峨美術大学学長

森 本

武



嵯峨美術短期大学学長

森本



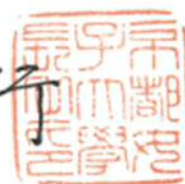
京都産業大学学長

大城光正



京都女子大学学長

林忠行



京都市立芸術大学学長

斎田清



京都精華大学学長

竹宮東



京都西山短期大学学長

中西随功



京都聖母女学院短期大学学長

赤野孝一



京都造形芸術大学学長

尾池和夫



京都橘大学学長

細川涼一



京都ノートルダム女子大学学長

芥田健太郎



京都美術工芸大学学長

冷泉爲人



京都府立大学学長

筑山



京都府立医科大学学長

竹中洋



京都文教大学学長

平岡 聡



京都文教短期大学学長

安本義正



京都薬科大学学長

正直藤 纈



種智院大学学長

瑞康 主 村



成安造形大学学長

二 修 田 岡



同志社大学学長

文 荀 同 松



同志社女子大学学長

祐 裕 智 加



花園大学学長

丹治光浩



福知山公立大学学長

井口和起



佛教大学学長

田中典彦



平安女学院大学学長

山岡景一郎



平安女学院大学短期大学部学長

山岡景一郎



明治国際医療大学学長

岩井 直躬



立命館大学学長

吉田 美喜夫



龍谷大学学長

入澤

崇



龍谷大学短期大学部学長

入澤

崇



